

行政手続等の押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和2年12月23日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第4号

行政手続等の押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

第1条 次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

- (1) 豊橋市文化財保護条例施行規則（昭和31年豊橋市教育委員会規則第1号）様式第1号及び様式第8号から様式第18号まで
- (2) 豊橋市野外教育センター条例施行規則（昭和45年豊橋市教育委員会規則第5号）様式第1号
- (3) 豊橋市少年自然の家条例施行規則（昭和47年豊橋市教育委員会規則第9号）様式第1号
- (4) 豊橋市美術博物館条例施行規則（昭和54年豊橋市教育委員会規則第4号）様式第8号及び様式第9号
- (5) 豊橋市地下資源館条例施行規則（昭和55年豊橋市教育委員会規則第14号）様式第2号及び様式第3号
- (6) 豊橋市図書館規則（昭和58年豊橋市教育委員会規則第2号）様式第16号
- (7) 豊橋市二川宿本陣資料館条例施行規則（平成3年豊橋市教育委員会規則第7号）様式第6及び様式第7

第2条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 豊橋市自然史博物館条例施行規則（昭和63年豊橋市教育委員会規則第4号）様式第8及び様式第9
- (2) 豊橋市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則（平成14年豊橋市教育委員会規則第4号）様式第3（裏）

(豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則の一部改正)

第3条 豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則（昭和49年豊橋市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（その2）を次のように改める。

様式第3号（その2）（第6条関係）

団 体 観 覧 券				
No.	第 号	観 覧 年 月 日	年 月 日	
団体名			代表者名	
使 用 料	区 分	人 員	単 価	金 額
	大 人	人	円	円
	小 人			
	計			
備 考				
豊橋市視聴覚教育センター				

(豊橋市教育委員会会議規則の一部改正)

第4条 豊橋市教育委員会会議規則(平成8年豊橋市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(請願及び陳情) 第29条 委員会に対する請願及び陳情は、文書によりその要旨、提出年月日並びに提出する者の住所及び氏名を記載し、教育長に提出しなければならない。 2 (略)	(請願及び陳情) 第29条 委員会に対する請願及び陳情は、文書によりその要旨、提出年月日並びに提出する者の住所及び氏名を記載し、 <u>押印のうえ</u> 、教育長に提出しなければならない。 2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。